

# **南知多町いじめ防止基本方針**

平成29年4月

南知多町

(改定 平成30年 月 日)

## 目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
第2 いじめの定義	2
第3 関係者の責務	3
1 いじめの未然防止	3
2 いじめの早期発見	3
3 いじめに対する措置	4
第4 南知多町としての取組	4
1 南知多町児童生徒に関する問題対策協議会（いじめ・問題行動対策部会）	4
2 南知多町いじめ問題専門委員会（教育委員会の附属機関）の設置	5
3 南知多町いじめ問題再調査委員会（町長部局の附属機関）の設置	5
4 教職員の資質の向上	6
5 インターネット上のいじめに対する対策の推進	6
6 調査研究の推進等	6
7 広報・啓発活動	6
第5 学校としての取組	6
第6 重大事態への対処	7
1 学校及び学校の設置者（町長・町教育委員会）の対応	7
2 町長による再調査及び再調査を踏まえた措置	7
3 いじめによる重大事態発生時の対応（フロー図）	9

### 【用語の定義】

#### ○学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校

#### ○学校の設置者

南知多町（南知多町長、南知多町教育委員会）

#### ○保護者

親権を行う者（親権を行う者がないときは、未成年後見人）

## はじめに

人は様々な人と出会い、かかわり合いながら多くのことを学び、社会性と人格を形成していきます。学校は、児童生徒の能力の育成のために、一人ひとりの児童生徒の人権が尊重されながら、児童生徒同士の適切なかかわりの中で生活できる場でなければなりません。しかし、いじめは、児童生徒の成長の場であるはずの学校を一変させ、個人の人権を否定し、児童生徒の心身の健やかな成長に重大な悪影響を与える決して許されない行為です。

そこで、本町においては、児童生徒の尊厳と人権の尊重を目的に、関係機関が連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、愛知県いじめ防止基本方針を参照しながら、南知多町いじめ防止基本方針（以下「町基本方針」という。）を策定しました。この町基本方針をもとに、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に向けて一層努めてまいります。

### 第1　いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも 加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校づくりを進めることが大切です。

本町では、町教育委員会、学校、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努めてまいります。

## 第2 いじめの定義

町基本方針では、「いじめ」とは、「児童生徒と一定の人的関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）」とします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要です。また、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、本人がいじめに気付いていなかったりする場合もあり、本人及び周囲の状況等を把握するよう努めることが大切です。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。例：「いじめ・不登校対策委員会」）を活用し、組織的に判断することが求められています。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要です。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間やグループなど、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態を指します。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

### 第3 関係者の責務

本町では、子どものいじめ防止等に関する各関係者が、町基本方針に基づき、いじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携して取組の充実を図ります。

#### 1 いじめの未然防止

- 学校の設置者は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援していきます。
- 学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努めます。
- 学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒が人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。
- 保護者は、法第9条第1項の規定により、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めることが求められます。
- 地域社会には、学校、家庭と連携し、社会全体で子どもたちを見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が協働して、子どもたちのさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援していくことが必要です。

#### 2 いじめの早期発見

- 町適応指導教室「リフレッシュスクール」に、学校教員OB等の経験豊かな教育指導員・相談員を配置し、いじめに悩む子どもや保護者等の相談に対応します。
- 学校の設置者は、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、児童生徒が悩みを相談しやすい環境の充実を図ります。
- 学校は、研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解を

もち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。

- 学校は、教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、定期的なアンケート調査や個人面談などにより、いじめの早期発見に努めます。
- 保護者は、子どもがいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気づいた場合は、子どもをいじめから守るための、あるいは子どもにいじめをさせないための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。

### 3 いじめに対する措置

- 学校の設置者は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援します。
- 学校は、教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織において当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応します。また、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。
- 保護者は、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して、必要な協力をを行うことが求められます。

## 第4 南知多町としての取組

いじめの防止等については、学校、家庭、地域、その他関係機関と連携し、力を合わせて対応していきます。

### 1 南知多町児童生徒に関する問題対策協議会（いじめ・問題行動対策部会）

- 町教育委員会、学校、主任児童委員、知多福祉相談センター、半田警察署、町適応指導教室教育指導員・相談員・スクールソーシャルワーカー等を構成員とする「南知多町児童生徒に関する問題対策協議会（いじめ・問題行動対策部会）（以下「対策協議会」という。）」により、いじめの防止等に関する関係機関の連携を図ります。

- 対策協議会では、いじめ防止等に関する機関のいじめの問題への取組状況を検証・協議し、本町のいじめ防止対策の一層の充実を図ります。また、本町のいじめの防止等に関する取組が、町基本方針に基づき、実効的に行われているかを点検し、今後の取組や施策の充実に生かします。
- 対策協議会での連携が、各学校におけるいじめ防止等に活用されるよう、必要な措置を講じます。

## 2 南知多町いじめ問題専門委員会（教育委員会の附属機関）の設置

- 法第14条第3項に基づき、学校におけるいじめ防止等の対策が実効的に行われるよう、町教育委員会に専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関「南知多町いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置します。
- 町教育委員会が、法第28条第1項に規定する重大事態（※3）に係る調査を行う必要が生じた場合には、この専門委員会により調査を行います。

## 3 南知多町いじめ問題再調査委員会（町長部局の附属機関）の設置

- 法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた南知多町長（以下「町長」という。）が、報告に係る重大事態への対処または同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときに、再調査を行う組織として、法第30条第2項の規定により「南知多町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を設置します。
- 再調査委員会の構成は、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、調査の公平性・中立性を確保します。

※3 「重大事態」（法第28条第1項）とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「年間30日を目安」＝平成25年10月11日文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」

#### **4 教職員の資質の向上**

- 教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

#### **5 インターネット上のいじめに対する対策の推進**

- インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実します。

#### **6 調査研究の推進等**

- 対策協議会において、いじめの防止等のための対策に係る事例等を集積・分析するなど、調査・研究を推進します。また、その成果を学校現場にフィードバックすることで、各学校での取組を支援します。

#### **7 広報・啓発活動**

- 「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、機会を捉えて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行います。

### **第5 学校としての取組**

各学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定します（法第13条）。そして、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校の設置者、家庭、その他関係機関と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図ります。

## 第6 重大事態への対処

### 1 学校及び学校の設置者（町長・町教育委員会）の対応

- 重大事態が発生した場合は、学校は町教育委員会を通じて町長に事態発生について報告します。
- 学校から重大事態の報告を受けた町教育委員会及び町長は、協議のうえ、町総合教育会議（又は教育委員会会議）を招集し、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断します。
- 学校が主体として調査を行う場合、校内に設置している学校いじめ対策組織を母体として調査や対応を行います。町教育委員会は、指導主事を派遣するなど、学校の調査及び対応を指導・助言します。
- 町教育委員会が主体として調査を行う場合、教育委員会の附属機関「専門委員会」（法第14条第3項）が調査を行います。
- この調査は、客観的な「事実関係」を明確にするための調査（事実の背景、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び町教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。
- 学校又は町教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行います。
- 調査の結果については、町教育委員会を通じて町長（町総合教育会議）に報告します。

### 2 町長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- 町長は、学校や町教育委員会が行った調査（法第28条第1項）の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関「再調査委員会」により調査の結果について調査（「以下、「再調査」という。」）を行うこととします（法第30条第2項及び第31条第2項）。
- 再調査を行った場合、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した

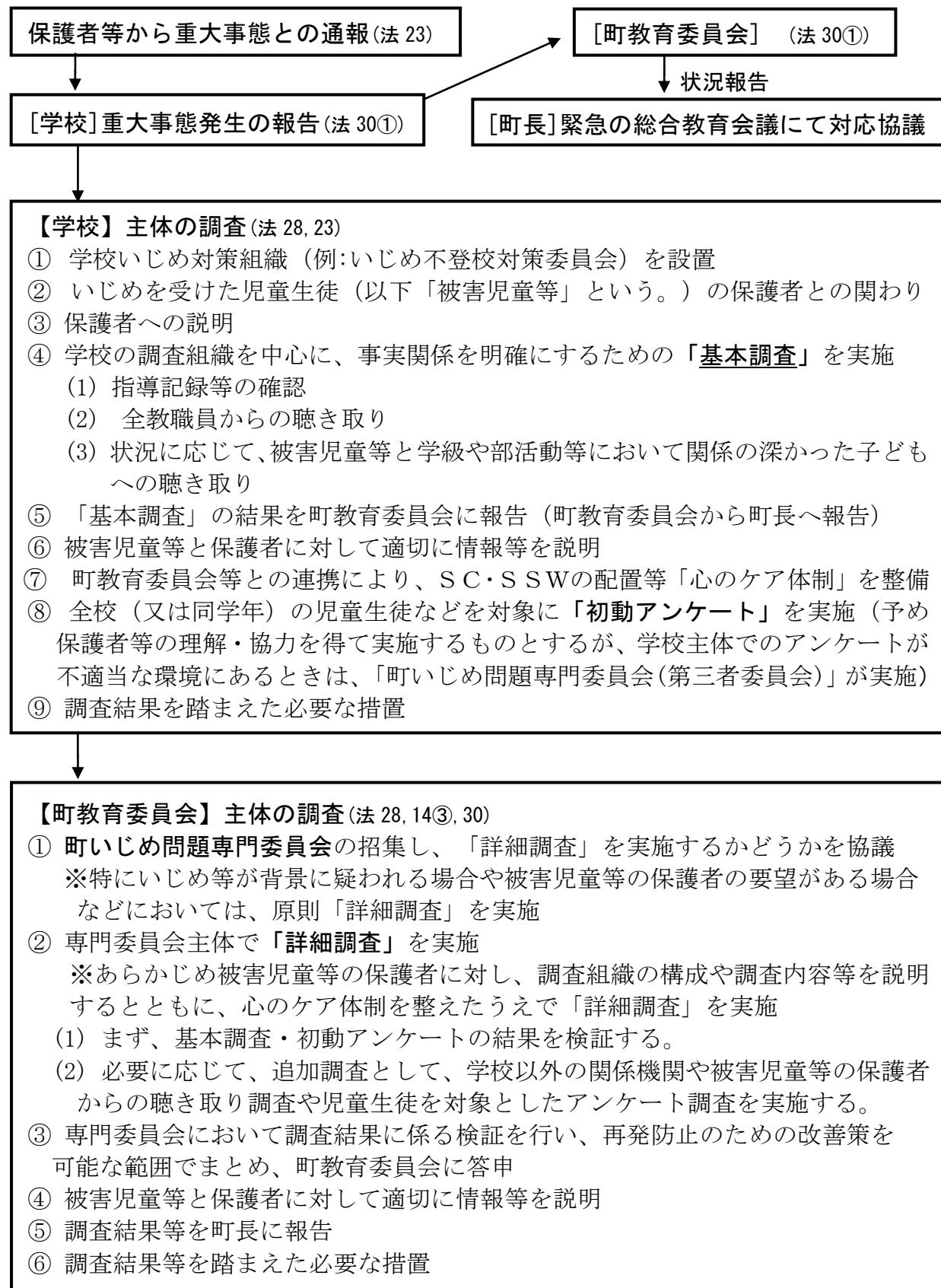
上で、町長はその結果を議会に報告します（法第30条第3項）。

- 再調査を行った場合、町長又は町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

### 3 いじめによる重大事態発生時の対応（フロー図）

#### ★ 「重大事態」（法 28①）とは

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童等が相当の期間（年間 30 日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



★学校主体の「基本調査」「初動アンケート」、町教育委員会(専門委員会)主体の「詳細調査」の結果について、町長が「再調査」を必要と認めた場合

【町長】主体の再調査(法 30)

- ① 「町いじめ問題再調査委員会」の設置
- ② 学校や専門委員会が行った調査結果について、再調査委員会主体で「再調査」を実施（学校は資料の提出等、調査に協力）
- ③ 被害児童等と保護者に対して適切に情報等を説明
- ④ 町長は調査結果を町議会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

★ 各機関における調査は、客観的な事実関係を明確にするための調査（いじめの背景（いつから、誰から、どのように）、人間関係における問題、学校・教職員の対応状況など）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟などへの対応を直接目的とするものではなく、学校及び学校の設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとなります。



### いじめに関する相談窓口

① 南知多町適応指導教室「リフレッシュスクール」（南知多町役場敷地内）

電話番号：0569-65-2767  
(月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後3時受付)

② 南知多町教育委員会 学校教育課

電話番号：0569-65-0711 (代表)  
(月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分)

③ 子どもの人権110番 (法務省)

電話番号：0120-007-110  
(月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分)

④ その他24時間対応の電話相談

・子どもSOSほっとライン24 (愛知県教育委員会)

電話番号：0120-0-78310 (なやみ言おう)  
電話番号：052-261-9671 ('こころの電話' と同一番号)

・いのちの電話 (社会福祉法人 愛知いのちの電話協会)

電話番号：052-931-4343